

文化遺産の「国際的」保護

佐野 真由子

国際日本文化研究センター准教授



「人形浄瑠璃文楽」と「淡路人形浄瑠璃」。よく似た遺産だが、歩んできた歴史は異なる。制度づくりの現場を覗いてみると、さまざまな課題が見えてくる。

忘れられない出来事

二〇〇四年二月、淡路島での情景が思い起こされる。わたしはユネスコ本部無形遺産課の職員として、同課のリック・スミッツ課長（当時）とともに、日本のユネスコ・アジア文化センターが主催する会議に参加するためパリから出張していた。アジア太平洋諸国の文化政策担当官が会合し、前年にユネスコで採択された無形文化遺産保護条約について意見交換する目的で開かれた会議である。



淡路人形浄瑠璃の演目「奥州秀衡有髻塚（おうしゅうひでひらうはつのはなむこ）」鞍馬山の段

この条約に基づく制度は日本でも知られるようになってきたが、当時はまた各国の批准待ちで正

式に発効しておらず、条約の前身となった「人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言」というプログラムが動いていた。その枠内で、日本からは人形浄瑠璃文楽が「宣言」を受けたばかりの時期であり、会議はその本拠地大阪でおこなわれた。それに付随して、会議参加者一同で文楽の源流たる淡路人形浄瑠璃の一座を訪問する計画が組まれていたのである。そこで、今でも忘れられない出来事があった。

切り離される「源流」

スミッツ課長が、ユネスコが認定した「人形浄瑠璃文楽」には目の前の淡路人形浄瑠璃が含まれていなかったという事実、その場で初めて気づいたのである。海外からの会議参加者の一人が人形座の方へ、ごく無頓着に、世界の無形遺産となった感想を尋ねたところ、「いえいえ私どもは認定されておられません」という答えが返ってきたところからの悶着であった。もともと日本政府からユネスコへの人形浄瑠璃文楽の申請は、広



淡路人形浄瑠璃の演目「賤ヶ嶽七本槍（しずがだけしちほんやり）」山の段

範な人形浄瑠璃の伝統のなかで、大阪の国立文楽劇場を拠点とし、（財）文楽協会が管掌する範囲のみを対象としていた。いわば、日本を代表する高度の芸術として頂点を極めた部分のみを取り

出した格好である。

「その源流」に触れてもらおうとの趣旨で企画された淡路ツアーであったが、じつはユネスコによる認定が知らぬ間に、そうした「源流」を「高度の芸術」から切り離す——切り捨て——形になっていくことを知ったわたしの上司は、制度づくりの責任者として真に大きなショックを受けた様子であった。以降、このような事態を防がなければならぬという彼の決心は固く、結果から述べれば、日本からの次の案件となった歌舞伎に関して、松竹傘下の芸能として確立している「大歌舞伎」に限定せず、一定の様式的条件を満たせば各地の村芝居等を排除しない形で申請させ、実際にそのような認定がなされる大きな要因となった。

「善意」という干渉

日本人であるわたし自身は、国際公務員として日本関連の案



淡路人形浄瑠璃の演目「玉藻前職袂（たまものまえあさひのたもと）」神泉苑の段

件を直接担当することはなかった。憶測を交えて詳細を述べることが控えねばならないが、この経過には、文化遺産保護を国際的に論じようとする場合の根本的な問題が含まれている。研究が進められた芸術としての文楽だけを取り出して「世界の無形遺産」に推挙する発想（他方、淡路人形浄瑠璃は国の「重要無形民俗文化財」に指定されている）と、あえて言えば泥臭いその源流を含めて「世界の無形遺産」とされなければならないと

する発想のどちらに軍配を上げるか、それ自体についても多様な意見がある。しかし、もっとも大きな問題は、少なくとも当時、前者の傾向が強かった日本の文化行政に対して、ユネスコ側の主張した後者の考え方が、一種の「矯正」力をもったという事実である。

本稿ではこの一例にとどめざるをえないが、国際的制度的形成とともに、各国の文化政策に対し、さまざまな観点からこれに似た指導がなされることは、枚挙に暇がないというより、むしろ通常である。文化政策の基盤が弱く、財政的にも国際援助に頼る傾向の強い国に対しては、その力はより明確に働く。地球上の多様な文化を守るという活動は、その理念とそのための方針を一様に広めようとする、「善意」に満ちた教育的指導と一体となっていくことを、見落さないようにしなければならないだろう。

※写真はすべて淡路人形座提供